

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物軽自動車運送事業の経営の届出（貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第36条）等に関する処理要領

一部改正（平成18年9月11日付け公示第29号）

一部改正（平成26年3月26日付け公示第7号）

一部改正（平成27年9月9日付け公示第32号）

平成16年10月1日

沖縄総合事務局陸運事務所長

1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽壺きゆう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）、二輪の自動車）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

2. 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- ② 車両1両あたり概ね8㎡（二輪の自動車は概ね5.5㎡）以上確保され、かつ、計画車両のすべてを収容できるものであること。
- ③ 使用権原を有すること。
- ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。

3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

4. 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載させ、約款の添付は不要とする。

5. 軽自動車の構造等

(1) 軽普通自動車

届出(増車、代替含む)に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)は、乗車定員は2名以下とし、構造が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切でないこと。

(2) 軽霊きゆう自動車

届出(増車、代替含む)に係る軽霊きゆう自動車(二輪の自動車を除く。)の構造等が輸送目的に適合していること。

具体的には①、②を満たすこと。

- ① 乗車定員は3名以下とすること。
- ② 後部は柵又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所を有しており、かつ、柵又は担架を確実に固定できる装置を有していること。

6. 車体表示

車体の両側面に事業者の氏名または名称を表示すること。なお、文字の大きさは縦横とも1文字8cm以上とする。この場合、ローマ字のみで表示することは認めないこととする。

付則

1. この公示は平成16年10月1日から適用する。
2. この公示に伴い「軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業の使用車両について」(昭和54年沖陸輸第88号)は廃止する。
3. この公示は平成18年9月12日から適用する。
4. この公示は平成26年4月1日から適用する。
5. この公示は平成27年10月1日から適用する。